

## 栃木県高齢者支援計画推進委員会の設置について

H31(2019). 3. 12

栃木県保健福祉部高齢対策課

## 1 趣旨

昨年度策定した「栃木県高齢者支援計画『はつらつプラン21（七期計画）』」に基づく取組の進捗状況把握と評価、次期計画の策定に向けた検討を行うため「栃木県高齢者支援計画推進委員会」を設置するもの。

## 2 設置方法

計画策定のため設置した「栃木県高齢者支援計画策定部会」を改組し、委員構成は同様の形で設置。

## 3 協議項目（予定）

- ・老人福祉法の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法の規定に基づく介護保険事業支援計画（両計画を合わせて「高齢者支援計画」として策定）の策定に関する事項
- ・栃木県高齢者支援計画に基づく取組の進捗状況の把握、評価及び見直しに関する事項

## 4 スケジュール

- ・H31. 3. 27（水） 委員会開催予定。

（来年度以降）

年2回程度の開催を予定。但し計画策定年度（2020年度）は4回の開催を予定。

## 栃木県高齢者支援計画推進委員会委員名簿

H31(2019).2.28現在

No.	団 体 名	役 職 等	氏 名	備 考
1	一般社団法人 栃木県医師会	副会長	前原 操	
2	一般社団法人 栃木県歯科医師会	副会長	川津 博亨	
3	公益社団法人 栃木県看護協会	会長	渡邊 カヨ子	
4	一般社団法人 栃木県老人保健施設協会	会長	矢尾板 誠一	
5	栃木県リハビリテーション専門職協会	会長	細井 直人	
6	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	常務理事	小林 敦雄	
7	一般社団法人 栃木県老人福祉施設協議会	副会長	古口 光夫	
8	一般社団法人 栃木県介護福祉士会	副会長	齋藤 和孝	
9	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	浜野 修	
10	NPO法人 とちぎケアマネジャー協会	会長	大山 典昭	
11	栃木県民生委員児童委員協議会	会長	日向野 文代	
12	宇都宮市（栃木県市長会）	保健福祉部長	石岡 和男	
13	野木町（栃木県町村会）	健康福祉課長	石渡 眞	
14	一般財団法人 栃木県老人クラブ連合会	副会長	天川 充	
15	公益社団法人 認知症の人と家族の会 栃木県支部	世話人代表	金澤 林子	
16	日本労働組合総連合会 栃木県連合会	事務局長	吉成 剛	
17	学校法人 国際医療福祉大学	医療福祉・マネジメント学科教授	小林 雅彦	
18	栃木県議会	生活保健福祉委員会	佐藤 良	

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

## I 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

### 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

## 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進（法改正）

### 見直し内容 ～ 保険者機能の抜本強化 ～

- 高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要。

- 全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、

- ① データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）
- ② 適切な指標による実績評価
- ③ インセンティブの付与

を法律により制度化。

#### ※主な法律事項

- ・ 介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・ 介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ・ 都道府県による市町村支援の規定の整備
- ・ 介護保険事業（支援）計画に位置付けられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

先進的な取組を行っている

和光市、大分県では

- 認定率の低下
- 保険料の上昇抑制

#### 要介護認定率の推移

